

23-01 国民健康保険事業

『合併協定項目(案)』

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 保険料(税)賦課割合と保険料率

以下、ア～エのとおりとする

ア 「保険税」を「保険料」に統合

イ 合併後5年程度で賦課割合・料率・賦課限度額を再編するが、資産割は導入しない

ウ 賦課限度額は法定の53万円に統一するが、釧路市は段階的に引き上げる

エ 納期は釧路市の10期に統一

(2) 任意給付

出産育児一時金は現行を引き継ぐ。

また、葬祭費は釧路市の制度に統合。

(3) 健康診査助成事業

釧路市の「脳ドック」及び「歯科ドック」、釧路市と阿寒町の「人間ドック」を引き継ぐ。

2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 医療費適正化特別対策

3 新市において廃止するもの

(1) 健康優良家庭表彰

新たに「健康診査助成事業」に歯科ドック助成を加え代替。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 被保険者証の交付	18 - 01 - 01 - 01	<p>合併後2年程度で被保険者証の有効期限を統合</p> <p>交付は郵送とするが、地域性を考慮し窓口交付も行う</p> <p>合併時まで資格証明等の取扱いを統合</p>
	(2) 保険料(税)賦課割合と保険料率	18 - 01 - 03 - 01 【先行調整項目】	<p>以下、ア～エのとおりとする</p> <p>ア 「保険税」を「保険料」に統合</p> <p>イ 合併後5年程度で賦課割合・料率・賦課限度額を再編するが、資産割は導入しない</p> <p>ウ 賦課限度額は法定の53万円に統一するが、釧路市は段階的に引き上げる</p> <p>エ 納期は釧路市の10期に統一</p>
	(3) 保険料の収納体制	18 - 01 - 04 - 01	嘱託職員を含めた収納体制を検討
	(4) 任意給付	18 - 01 - 05 - 03 【先行調整項目】	<p>出産育児一時金は現行を引き継ぐ</p> <p>葬祭費は釧路市の制度に統合</p>
	(5) 高額医療費貸付	18 - 01 - 05 - 04	
	(6) 健康診査助成事業	18 - 01 - 06 - 01 【先行調整項目】	釧路市の「脳ドック」及び「歯科ドック」、釧路市と阿寒町の「人間ドック」を引き継ぐ
	(7) 国保連合会共同処理	18 - 01 - 06 - 03	電算システム統合の方向性により委託内容を調整
	(8) 適正受診のための啓発指導	18 - 01 - 06 - 04	
	(9) 健康づくり推進	18 - 01 - 06 - 05	
	(10) 医療費通知、エイズ予防普及啓発など「その他の保健事業」	18 - 01 - 06 - 08	
	(11) レセプト点検	18 - 01 - 07 - 02	合併時まで点検体制を調整
2 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 医療費適正化特別対策	18 - 01 - 07 - 01	
3 新市において廃止するもの	(1) 健康優良家庭表彰	18 - 01 - 06 - 06	新たに「健康診査助成事業」に歯科ドック助成を加え代替

先行調整項目の残り【18 - 02 - 01 - 02】「老人医療費助成事業」は協定項目【25 - 10】「保健医療事業」に分類されているもの。